

2025 年 12 月 2 日 全 10 頁

「年収の壁」とされる課税最低限の引き上げは どのように行すべきか

基礎控除の引き上げよりも、給付付き税額控除が適切な方法

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 昨年に引き続き 2026 年度税制改正でも「年収の壁」とされる所得税の課税最低限の引き上げが政治課題となっている。本レポートでは、様々な方法で所得税の課税最低限（基礎控除等）の追加引き上げを実施した場合の家計と財政への影響を試算した。
- 仮に国民民主党の主張通り所得税の基礎控除を一律 113 万円に引き上げると、国の税収は約 1.7 兆円減少する。家計では、年収 160 万円以下の者は所得税非課税のため税負担は変わらず、年収 200 万円以下の者の減税も年間 0.4 万円にとどまる。一方、年収 1,000 万円の者は年間 11.2 万円の減税になり、高所得者の減税額が大きくなる。
- 一方、所得控除ではなく税額控除によっても課税最低限の引き上げは可能だ。税額控除を導入すれば、高所得者への減税額を一定に抑えつつ、財政への影響を抑制できる。大和総研では、税額から引ききれない控除額につき「労働所得に係る社会保険料」の範囲で給付を行う「社会保険料還付付き税額控除」を提案している。社会保険料還付付き税額控除であれば、「働く低所得者」への支援を強化し、実際の手取り減少を生じさせている「社会保険料の壁」の緩和にも資する。
- 現在の日本の税・社会保障の負担構造は、低所得世帯の純負担率が高く、かつ、所得税の累進性が低くなっている。現状の課題を踏まえると、所得税の課税最低限を引き上げるのであれば、その方法は、基礎控除の引き上げよりも給付付き税額控除の方が望ましい。

1. はじめに

2025 年度税制改正¹では、国民民主党が主張したいいわゆる「103 万円の壁」の引上げが大きな注目を浴びた。いわゆる「103 万円の壁」の 103 万円は、「基礎控除と給与所得控除の最低保障額の合計額（以下、基礎控除等）」を指し、所得税の課税最低限を意味する。

国民民主党は 2024 年の衆議院選挙で基礎控除等の一律 75 万円の引上げによる課税最低限の 178 万円への引上げを主張した。これを受け、同年 12 月に自由民主党・公明党・国民民主党の 3 党は「いわゆる『103 万円の壁』は、国民民主党の主張する 178 万円を目指して、来年（筆者注：2025 年）から引き上げる²」ことで合意した。

ただし、具体的な引上げ方については見解が分かれている。2025 年度税制改正では所得制限付きの基礎控除等の引上げによって、課税最低限が 160 万円となったが、国民民主党は引き続き基礎控除等の一律の引上げを要求している。一方、高市早苗首相は、一律の引上げにつき「かなり高所得の方にも恩恵が及ぶ。働き控え（の解消）が政策目的であれば、中低所得の方にターゲットを絞った方がいいというのが我が党の考え方だ³」と述べている。

2025 年 10 月に発足した高市早苗政権は、自由民主党と日本維新の会の連立政権である。両党の連立合意書⁴では、「所得税の基礎控除等をインフレの進展に応じて見直す制度設計については、令和七年内を目途に取りまとめる」とされており、2026 年度税制改正でも所得税の課税最低限に関して何らかの改正が行われる公算が大きい。国会の現状を踏まえると、政府および与党が国民民主党の要求を一定程度取り込むことも予想されよう⁵。

本レポートでは、所得税の課税最低限の引上げ方につき、様々なパターンを想定し、家計と財政への影響を試算する。加えて、日本の税・社会保障の負担構造と課題を踏まえ、どのような引上げ方が望ましいのか検討する。

¹ 2025 年度税制改正の経緯については、平石隆太「[2025 年度税制改正大綱解説](#)」（大和総研レポート、2025 年 1 月 6 日）を参照。

² 2024 年 12 月 11 日の自由民主党・公明党・国民民主党の 3 党幹事長合意文書による。

³ 2025 年 11 月 27 日付毎日新聞朝刊 2 面による。党首討論における国民民主党玉木雄一郎代表の質問に対する答弁。

⁴ 「[自由民主党・日本維新の会 連立政権合意書](#)」（2025 年 10 月 20 日）

⁵ 国民民主党は経済対策を高市首相に申し入れており、所得税基礎控除等の引上げもメニューに含まれている（国民民主党「[手取りを増やし、自分の国は自分で守る経済対策](#)」（2025 年 11 月 12 日）を参照）。高市首相は国会にて、所得税基礎控除の引上げにつき歩み寄る姿勢を見せている（毎日新聞「高市首相、年収の壁協議で歩み寄りの姿勢 『互いに関所乗り越える』」（2025 年 11 月 12 日））。

2. 所得税の課税最低限とは何か

2025 年度税制改正の内容

課税最低限とは、所得税（または住民税）が課税される収入の下限のことである。

給与所得者の場合、収入から給与所得控除や基礎控除などの所得控除⁶を控除した課税所得に対して税率をかけて所得税額を求める。したがって、収入が所得控除の範囲内であれば所得税（または住民税）は課税されない。

単身、または税制上の扶養親族がいない給与所得者の場合、所得控除額は最低でも基礎控除と給与所得控除の最低保障額の合計額となるため、この合計額以下の収入であれば、所得税が課税されることはない。したがって、所得税の課税最低限は「基礎控除＋給与所得控除の最低保障額」によって算出される⁷。2024 年時点では、基礎控除が 48 万円（本人の合計所得金額 2,400 万円以下の場合）、給与所得控除の最低保障額が 55 万円であったため、課税最低限が 103 万円であった。

2025 年度税制改正によって、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられ、速算表が変更となった（図表 1）。加えて、所得税の基礎控除も最高 48 万円から最高 95 万円に引き上げられた（図表 2）。また、合計所得金額 132 万円超 655 万円以下の場合には、2025・2026 年に限った控除額の上乗せが実施されている⁸。なお、住民税の基礎控除は改正されておらず、合計所得金額 2,400 万円以下の場合で 43 万円のままである。2025 年度税制改正を経て、所得税の課税最低限は 160 万円となった（基礎控除 95 万円＋給与所得控除の最低保障額 65 万円）。

図表 1：2025 年度税制改正を踏まえた給与所得控除の速算表

収入金額		給与と所得控除額	
		2024年分所得	2025年分所得
162.5万円以下		55万円（最低保障額）	65万円 （最低保障額）
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超	190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超	360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
360万円超	660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超	850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超		195万円	

（注）給与収入が 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によるため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じる。

（出所）税法をもとに大和総研作成

⁶ 正確には、給与所得控除は「所得控除」ではなく「所得計算上の控除」であるが、簡略化のため所得控除と同様に扱って説明する。

⁷ このほか、社会保険料や生命保険料などの支払いがある場合などは、所得控除によって課税最低限が上がるが、これらの有無や金額は人によって異なるため、本レポートでは課税最低限の算出にこれらを考慮しない。

⁸ 2025 年度税制改正による課税最低限引上げの詳細は、是枝俊悟・平石隆太・山口茜「[『103 万円の壁』与党修正案の家計とマクロ経済への影響試算（第 5 版）](#)」（大和総研レポート、2025 年 3 月 19 日）を参照。

図表 2 : 2025 年度税制改正を踏まえた基礎控除額

本人の所得		所得税の控除額			住民税の控除額
合計所得金額	給与収入のみの場合の年収（注）	2020～2024年分所得	2025・2026年分所得	2027年分所得以後	2020年分所得以後
132万円以下	200.4万円未満	48万円	95万円		43万円
～336万円以下	～475.2万円未満		88万円	58万円	
～489万円以下	～約665.5万円		68万円		
～655万円以下	～850万円以下		63万円		
～2,350万円以下	～2,545万円以下		58万円		
～2,400万円以下	～2,595万円以下		48万円		
～2,450万円以下	～2,645万円以下	32万円	32万円		29万円
～2,500万円以下	～2,695万円以下	16万円	16万円		15万円
2,500万円超	2,695万円超	0円（控除なし）			

（注）所得金額調整控除の適用を受けない場合の年収。

（出所）税法をもとに大和総研作成

課税最低限の引上げ方

日本におけるこれまでの課税最低限の引上げは、2025 年度税制改正のように所得控除を引き上げる方法で行われてきた。だが、課税最低限を引き上げる手段としては、他に税額控除を実施する方法もある。

前述の通り、給与所得者にとって収入から所得控除⁹を差し引いた残額に対して所得税がかかる仕組みであるため、所得控除を引き上げれば直接的に課税最低限を引き上げることができる。

例えば、所得控除が 103 万円であれば、所得が 103 万円を超えると所得税がかかり始めることになり、課税最低限は 103 万円である。所得控除を 75 万円拡大し 178 万円とすれば、所得税がかかり始める閾値が上がり、課税最低限が 178 万円となる。

ただ、所得控除の引上げは高所得者ほど減税額が大きくなる問題がある。所得控除を引き上げた場合の減税額は、「所得控除引上げ額×所得税率」で計算される。所得税は超過累進税率が適用されるため、所得が高いほど適用税率が高くなり、減税額が大きくなる。高所得者ほど減税額が大きくなると、所得税による所得再分配機能が低下する。具体的には、所得控除を 75 万円に引き上げたとき、所得税の最低税率 5%が適用される者にとっては減税額が 3.75 万円、最高税率 45%が適用される者にとっては減税額が 33.75 万円となる（図表 3 の右側）。

一方で、所得控除の引上げではなく、税額控除の実施でも課税最低限を引き上げることができる。これは、税額控除は、課税所得に税率を乗じて算出した（仮の）税額から、税額控除額を差し引いて最終的な税額とする仕組みである。具体的には、所得控除の引上げに伴う減税額相当分を税額控除として設定すればよい。

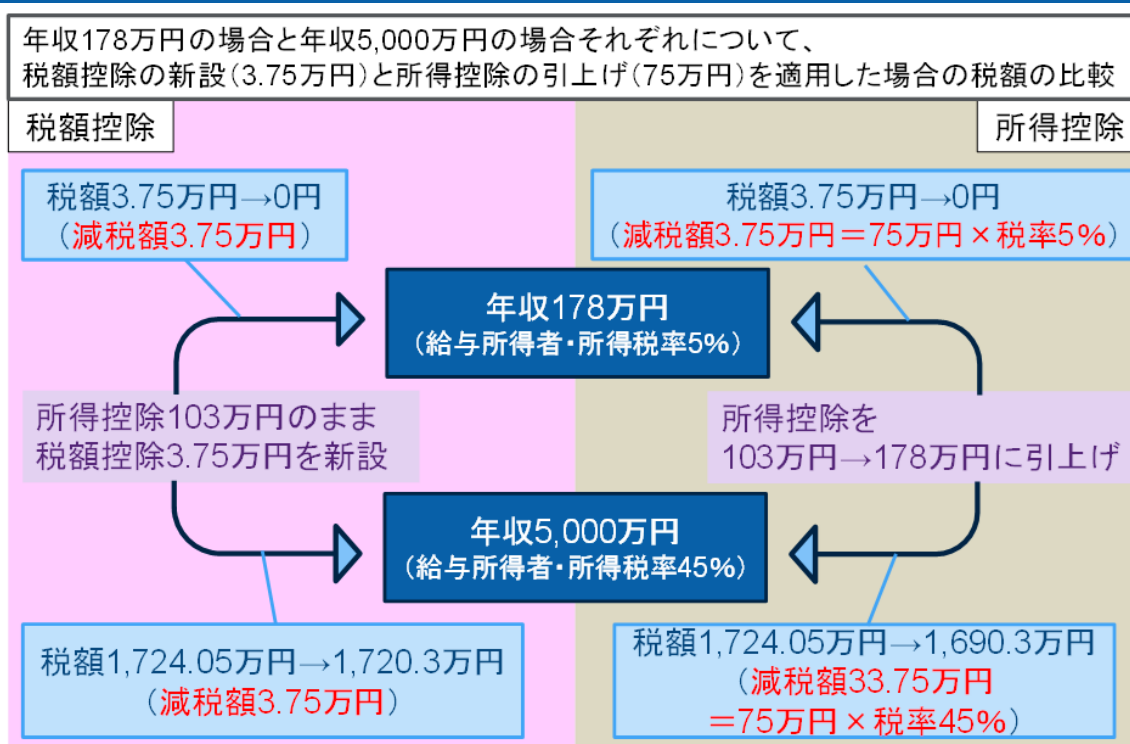
税額控除を用いて、課税最低限を 103 万円から 178 万円に引き上げる場合を考える。所得控除が 103 万円のとき、年収 178 万円の給与所得者の課税所得は、75 万円（＝178 万円－103 万

⁹ ここでも、簡略化のため、給与所得控除を所得控除と同様に扱って説明している。

円)となる。これに(課税所得 195 万円以下の者に適用される)所得税の最低税率 5%を乗じて(仮の)税額は 3.75 万円(75 万円×5%)となる。ここで、全ての納税者に 3.75 万円の税額控除を実施したとすると、年収 178 万円の給与所得者の納税額は税額控除によって相殺され、最終的な税額は 0 円となる。(仮の)税額から税額控除を差し引くことで、「所得税が課税される最低限の収入」である「課税最低限」を 178 万円にできる。

つまり、納税者全員に一律¹⁰の税額控除を与えると、税額控除額の 20 倍(=税額控除額/5%)だけ課税最低限が引き上がる効果がある。このとき、適用税率が 5%の者も 45%の者も税負担の軽減は 3.75 万円で変わらない(図表 3 の左側)。このように、税額控除の実施による課税最低限の引上げは、高所得者への減税額を抑制し、所得税による所得再分配機能を保つ効果がある¹¹。

図表 3：税額控除と所得控除による課税最低限引上げのイメージ



(注) 簡略化のため、給与所得控除と基礎控除を所得控除として扱い、いずれも一律計 103 万円または 178 万円とした。実際には、前掲図表 1・図表 2 の通り、給与所得控除や基礎控除は収入や所得により変動する。ただし、この点を考慮して正確に計算しても年収 178 万円の場合と年収 5,000 万円の給与所得者の減税額はこの表の金額と変わらない。

(出所) 税法をもとに大和総研作成

¹⁰ 厳密には、一律でなくとも、課税最低限近辺の者のみに税額控除を与えることによって、税額控除額の 20 倍だけ、課税最低限が上昇する。

¹¹ 税額控除に所得制限を設け、一定所得以上で逡減・消失することとすれば、さらに再分配効果を高めることができる(脚注 10 の通り、これによっても課税最低限は変わらない)。

3. 様々な方法の課税最低限・基礎控除引き上げの影響試算

試算の前提

本レポートでは、国民民主党が当初から主張している「基礎控除等の引き上げによる課税最低限 178 万円への引き上げ」（A 案）、新たに浮上したとの報道がある¹²「基礎控除 95 万円の適用対象となる年収上限の引き上げ」（B 案）、および大和総研が提案する「社会保険料還付付き税額控除の導入¹³」（C 案）につき、詳細な前提の違いも含め計 8 案（図表 4 参照）を実施した場合の家計と財政への影響を試算した¹⁴。

「社会保険料還付付き税額控除」とは、税額控除額を所得税額から引ききれない場合、労働所得に係る社会保険料相当額まで給付するものである。厚生年金・健康保険に加入する給与所得者の場合、最低でも 15 万円程度の社会保険料の支払いがあるため、C-1～3 案いずれにおいても所得税額から引ききれない控除額は全額給付を受けられる前提である。

図表 4：試算する計 8 パターンの概要

ケースの設定			前提の詳細
A-1	原則一律の基礎控除による課税最低限178万円の実現	所得税・住民税両方	所得税と住民税の基礎控除を一律113万円とする（給与収入2,695万円超・合計所得金額2,500万円超の者を除く）
A-2		所得税のみ	所得税のみ基礎控除を一律113万円とする（給与収入2,695万円超・合計所得金額2,500万円超の者を除く）
B-1	基礎控除95万円の適用対象となる年収上限の引き上げ（課税最低限は160万円のまま）	平均年収程度の者まで対象	現状、基礎控除88万円が適用される範囲（給与収入475.2万円未満・合計所得金額336万円以下）までを基礎控除95万円とする
B-2		比較的高所得の者を除く	現状、基礎控除63万円が適用される範囲（給与収入850万円以下・合計所得金額655万円以下）までを基礎控除95万円とする
B-3		ほぼ全員を対象	現状、基礎控除58万円が適用される範囲（給与収入2,545万円以下・合計所得金額2,350万円以下）までを基礎控除95万円とする
C-1	社会保険料還付付き税額控除導入による課税最低限178万円の実現	減税のみ実施	1人2.75万円の税額控除（労働所得に係る社会保険料相当まで給付可）を新設＋所得税の基礎控除を原則58万円に縮小
C-2			C-1の税額控除の対象を給与収入850万円までとする
C-3		代替増税あり	1人5.65万円の税額控除を新設＋所得税の基礎控除を廃止

（出所）大和総研作成

¹² 日本経済新聞 電子版「『年収の壁』追加改革に3案 自維国公、手取り増・財源の見極め」（2025年11月14日）

¹³ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「働く低所得者の負担を軽減する『社会保険料還付付き税額控除』の提案」（大和総研レポート、2025年10月10日）を参照。

¹⁴ 2025年11月26日の党首討論で、高市首相は、給与所得控除も含めた課税最低限の引き上げを想定した答弁を行っている。給与所得控除と基礎控除の組み合わせの変更による課税最低限の引き上げによる家計や財政への影響については、是枝俊悟・平石隆太「課税最低限『103万円の壁』引き上げによる家計と財政への影響試算（第2版）」（大和総研レポート、2024年11月8日）を参照。

試算結果

上記の 8 案につき試算した結果は図表 5 の通りである。

所得税・住民税ともに基礎控除を一律 113 万円に引き上げる A-1 案は、財政減収額が 5.4 兆円程度と巨額になり、家計の減税額も高所得者ほど大きくなる。所得税のみの引上げとする A-2 案であれば、A-1 案と比較して財政減収額が抑えられるものの、高所得者ほど減税額が大きくなる点も共通している。

対象を限定して基礎控除を 95 万円に引き上げる B-1～3 案は、財政減収額は 0.1～1.3 兆円程度に抑制される。しかし、B-1～3 案ではすでに基礎控除 95 万円が適用されている低所得者を支援できず、B-3 案では A-1～2 案と同様に高所得者ほど減税額が大きくなる構図となる。

C-1 案は、所得税の基礎控除額につき 58 万円からの特例上乗せ分を廃止する代わりに、2.75 万円の社会保険料還付付き税額控除を行うものである。所得税の基礎控除を一律 113 万円に引き上げる A-2 案より、年収 200 万円の者の減税額は大きくなる一方、財政減収額は A-2 案より小さくなる。C-1 案では年収 1,000～2,000 万円の者の減税額が 2.8 万円とやや大きいのが、これは 2025 年現在、基礎控除の特例上乗せの対象となっていないためである。C-2 案は、社会保険料還付付き税額控除の対象者を現在の基礎控除の特例上乗せが行われている範囲まで（給与年収 850 万円まで）に絞ったものだ。年収 850 万円超の者への減税を行わないため、財政減収額を C-1 案より抑えられる。C-3 案は、所得税の基礎控除を廃止して社会保険料還付付き税額控除に置き換えるものであり、財政中立で実施可能だ。ただし、C-3 案は年収 500 万円の者も現行比で増税となる強力な所得再分配を実施するものであり、世論の支持を得ることが難しいかもしれない。

図表 5：本レポートの試算結果（2025 年現在の制度と比較した減収・減税額）

改正 パターン	本人年収(万円)別の家計の減税額(年額・万円)								財政減収額 (年額・兆円)
	200	300	500	600	800	1,000	1,500	2,000	
A-1	6.3	8.3	10.3	11.6	17.2	18.2	25.5	25.5	5.4
A-2	0.4	1.3	3.3	4.6	10.2	11.2	18.5	18.5	1.7
B-1	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
B-2	0.0	0.4	2.4	2.8	6.5	0.0	0.0	0.0	0.9
B-3	0.0	0.4	2.4	2.8	6.5	7.6	12.5	12.5	1.3
C-1	0.9	1.2	1.7	1.7	1.7	2.8	2.8	2.8	1.1
C-2	0.9	1.2	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	1.0
C-3	0.9	1.2	-1.3	-3.1	-7.2	-6.2	-13.9	-13.9	0.0

(注 1) 厚生年金・健康保険に加入する給与所得者で、税制上の扶養親族等がない者を前提とした。

(注 2) 表示単位未満四捨五入。家計の減税額のマイナスは増税を意味する。

(注 3) 2025 年度税制改正を踏まえた 2025 年度の税収については、前掲脚注 8 レポートの試算を用いた。

(出所) 大和総研作成

4. 税・社会保障の負担構造と課題

低所得世帯の負担率が高く、高齢者の負担率が低い

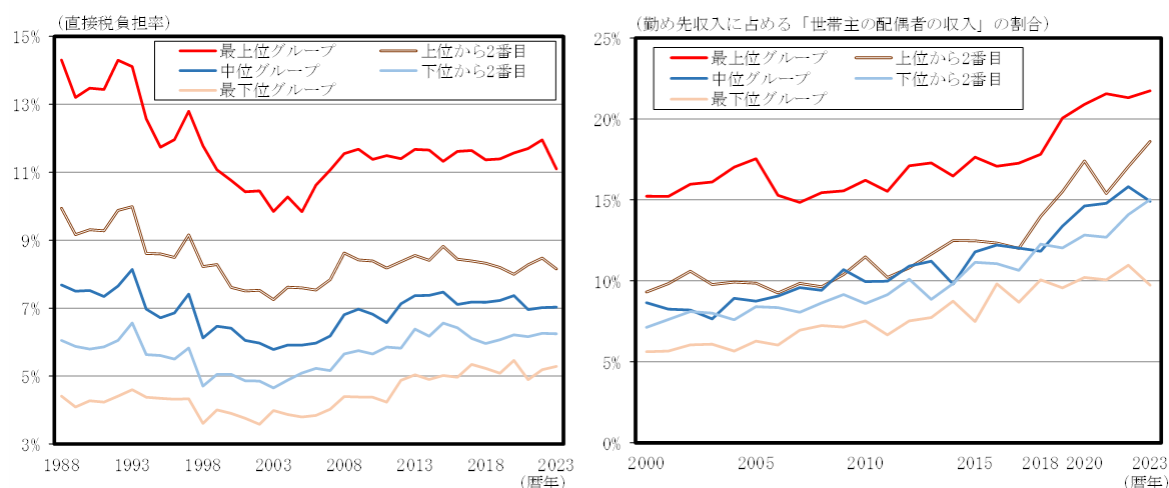
諸外国と比較すると、日本では低所得世帯で税・社会保険料の純負担率が比較的高い状況にある¹⁵。また、高齢者は税計算において公的年金等控除による多額の控除が認められており、低所得である場合は年金生活者支援給付金も支給されているため純負担率が低い。

基礎控除の拡大は、低所得者の支援にはなるものの、同時に高所得者の減税額が大きくなるため低所得者の負担軽減策としては財政負担が過剰になる恐れがある。加えて、基礎控除は公的年金の受給者にも適用されるため、すでに負担率が低い高齢者にも恩恵を及ぼす点にも留意が必要である。

所得税の累進性の低下

図表 6 は、総務省「家計調査」の「二人以上の勤労者世帯」を用いて、所得五分位別の家計の直接税負担率（「勤め先収入」に占める直接税の割合）と勤め先収入に占める「世帯主の配偶者の収入」の割合の推移を示したものである。

図表 6：所得五分位別の家計の直接税負担率の推移（左）、勤め先収入に占める「世帯主の配偶者の収入」の割合の推移（右）



(注) 直接税負担率＝直接税/勤め先収入

(出所) 総務省「家計調査」をもとに大和総研作成

図表 6 左で 1988 年と 2023 年を比較すると、最上位グループと上位から 2 番目グループでは直接税負担率が低下、中位グループと下位から 2 番目グループではほぼ横ばい、最下位グループは上昇しており、直接税負担率の差が縮まり、累進性が低下している。1988 年から 2005 年

¹⁵ 是枝俊悟・平石隆太・畑中宏仁・吉田亮平・吉井希祐「[給付付き税額控除実現に向けたロードマップ](#)」（大和総研レポート、2025 年 11 月 26 日）を参照。

頃にかけては、最高税率の引下げなどの税率構造の見直しや、各種控除の拡大が影響している。2006 年から 2018 年にかけては定率減税の縮小・廃止や各種控除の縮小で直接税負担率が上昇した¹⁶。

2018年から2023年にかけては、直接税の負担に大きな影響を及ぼす改正は行われなかった。その中で、最上位グループ・上位から2番目のグループ・中位グループではいずれも直接税負担率が低下しているのに対し、下位から2番目のグループと最下位グループではいずれも上昇しており、差が縮まっている。この間、名目賃金の上昇により税負担率が上昇するブラケット・クリープが生じているが、中位以上の所得の世帯では世帯主の配偶者の収入の割合が高まり、世帯内で所得が分散されたことで直接税負担率の上昇が抑えられていた。

「勤め先収入」に占める「世帯主の配偶者の収入」の割合は、所得が高い世帯で大きく上昇した（図表6右）。日本の所得税や住民税のような個人単位課税の下では、世帯所得がより世帯内の個人に分散しているほど負担率が低くなりやすい。比較的高所得の世帯において夫婦の所得分散が広がり、所得税の累進性が低下していることを踏まえると、高所得世帯に税負担の軽減を行う必要性は乏しいだろう。

「年収の壁」と働き控え

所得税の課税最低限は、働き控えをもたらす「年収の壁」の一つとして語られることがある。だが、実際には、課税最低限を超えた部分に5%の所得税がかかるだけで手取りの減少は生じず、手取りの減少が生じる「社会保険料の壁」とは性質が異なる。

もともと、2025年度税制改正以前、「103万円」は学生にとって働き控えをもたらす「壁」であった。これは、特定扶養控除の適用の有無によって扶養者（多くの場合は親）の手取りが大幅に変化することに起因する。学生（厳密には19歳以上23歳未満の者）の給与収入が103万円を超えると、親は特定扶養控除が適用されず、手取りが減少する。つまり、世帯として手取りが減少するという点で、学生に給与収入103万円を超えないよう就業調整するインセンティブを生じさせていた。2025年度税制改正により、学生が給与収入150万円まで働いたとしても親の手取りが減少しない制度となり、103万円直前での就業調整は解消されると考えられる¹⁷。なお、学生にとって103万円が「壁」となっていたのは特定扶養控除の対象となる給与収入の上限が103万円と課税最低限と一致していたためであり、課税最低限そのものが「壁」となっていたわけではない。

多くの労働者にとって年収の壁は、「社会保険料の壁」と呼ばれる「106万円の壁（20時間の壁）」と「130万円の壁」である。この閾値を超えると、年金や健康保険の保険料が生じるため

¹⁶ 詳細は、是枝俊悟・平石隆太「[平成以降の家計の税・社会保険料負担の推移](#)」『大和総研調査季報』2025年新春号（Vol. 57）pp. 4-17を参照。

¹⁷ 特定扶養控除に係る2025年度税制改正の内容は前掲脚注1レポート、学生の就業調整については、是枝俊悟・山口茜「[学生の『103万円の壁』撤廃による就業調整解消は実現可能で経済効果も大きい](#)」（大和総研レポート、2024年11月11日）を参照。

手取りが急減する。課税最低限が 103 万円であった 2024 年までの状況下では、103 万円と 106 万円が近接していることや制度の難解さなどによって、結果的に年収 103 万円直前で就業調整が行われていたケースも存在していたと考えられる。

現在は、2025 年度税制改正を経て、所得税の課税最低限が 160 万円となり社会保険料の壁の閾値となる約 106 万円や 130 万円を上回っている。現行制度の下では、手取りの減少を忌避する者は、年収 106 万円や年収 130 万円の直前で就業調整を行うと想定され、所得税の課税最低限を意識するとは考えにくい。つまり、これ以上所得税の課税最低限を引き上げたとしても働き控えを解消する効果は見込めないだろう。

年収の壁をめぐる働き控えを解消するには、厚生年金の適用拡大や国民年金の第 3 号被保険者の扱いなど、社会保険料の壁を生じさせている社会保険制度の改正か、「社会保険料還付付き税額控除」の導入を行う必要があると考える。

5. おわりに～現在の負担構造と課題を踏まえた税制改正が望ましい

2026 年度税制改正に向けても、所得税の課税最低限の引上げが検討されるものと考えられる。本レポートで取り上げた「低所得世帯の税・社会保険料負担が重い」、「所得税の累進性が低下している」といった課題を踏まえると、基礎控除の追加的な引上げは必ずしも効果的な方法ではない。これらの課題に効果的に対応できるのは、所得控除の拡大ではなく給付付き税額控除であると考えられる¹⁸。とりわけ、「社会保険料還付付き税額控除」であれば、年金生活者への過剰な給付を防ぎつつ、「働く低所得者」への支援を強化し、実際の手取り減少を生じさせている「社会保険料の壁」の緩和にも資する。

所得税の課税最低限の引上げを行う際には、税制としてのあるべき姿を見据えた検討が進められることに期待したい。

【以上】

¹⁸ 自由民主党と日本維新の会の連立政権合意書（前掲脚注 4）では、「給付付き税額控除の導入につき、早急に制度設計を進め、その実現を図る」と記載されている。